

改正

令和2年3月31日規則第20号

礼文町移住体験住宅貸付規則

(目的)

第1条 礼文町（以下「町」という。）への移住を検討している者（以下「移住希望者」という。）に対し、町での生活を体験することができる機会を提供するため、礼文町移住体験住宅（以下「体験住宅」という。）を貸し付けることにより、町への移住の促進を図り、もって地域の活性化に資することを目的とする。

(名称及び位置等)

第2条 体験住宅の名称及び位置等は、別表第1のとおりとする。

(借用申請)

第3条 体験住宅を借り受けようとする移住希望者（以下「借受人」という。）は、礼文町移住体験住宅借用申請書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）を町長に提出しなければならない。なお、借受人は、次に掲げる要件を満たす者でなければならない。

- (1) 町外から町への移住を検討していること。
- (2) 移住体験住宅の貸付料の支払能力があること。
- (3) 転勤または婚姻により移住する者でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (5) 前各項に定めるもののほか、町長が必要と認める要件を満たすこと。

(貸付許可)

第4条 町長は、前条に規定する申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、支障がないと認めるときは、礼文町移住体験住宅貸付許可書（別記様式第2号。以下「許可書」という。）を交付する。

2 町長は、移住希望者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、貸付の許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 営利を直接の目的とする商業活動、入場料を徴収する催物その他の収益を目的とするとき。

(3) 本文の規定により承認を受けた者以外の者が入居しようとしたとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、移住体験住宅の管理上支障があるとき。

(契約)

第5条 許可書の交付を受けた借受人は、借地借家法（平成3年法律第90号。以下「法」という。）

第38条に規定する契約を、礼文町移住体験住宅貸付契約書（別記様式第3号。以下「契約書」という。）により町長と契約し、体験住宅を借り受けるものとする。

2 町長は、前項の規定により契約を締結した場合は、法第38条第2項の規定により、契約の更新がないことを礼文町移住体験住宅貸付契約についての説明（別記様式第4号）により行うものとする。

(貸付期間)

第6条 体験住宅の貸付期間は、1回の借用申請につき10日（10泊11日）以上30日（30泊31日）以

内とし、前条に規定する契約書において定める。ただし、町長が認めた場合はこの限りでない。

2 貸付期間の初日及び末日は、礼文町の休日に関する条例（平成元年条例第18号）第1条第1項に規定する休日以外の日とする。

3 体験住宅の入居及び明渡しは午前10時から午後3時までの間に行わなければならない。

(貸付料)

第7条 借受人は、住宅貸付料として別表第2に掲げる料金を貸付期間開始日までに納付しなければならない。

2 第1項の規定により納めた貸付料は、これを還付しない。ただし、次の各号に掲げる場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 天災事変、体験者又は親族の疾病、その他体験者の責めに帰することができない理由により借用できなくなった場合は、既に納付した貸付料から利用済期間分の料金を差し引いた差額の100分の100

(2) その他やむを得ない事由により町長が特に認める場合は、その都度還付割合を決定する。

(借受人の順守事項)

第8条 借受人は、次に掲げる事項を順守しなければならない。

(1) 外出時や就寝時に施錠するなど施設を善良に管理すること。また、鍵を紛失したときは、速やかに町長にその旨を報告すること。

(2) 火気の手扱い及び冬期間にあつては水道凍結に十分注意し、備付けの備品等を適正に取り扱うこと。

- (3) 住宅周りの除草や清掃を適宜に行い、住宅を適正に管理するとともに、住環境の整備をすること。
- (4) ごみは、決められたルールに従い排出すること。
- (5) 体験住宅の貸付期間が満了したときは、清掃を行うとともに、直ちに体験住宅の鍵を町長に返却すること。
- (6) その他体験住宅の借用に関し町長が必要と認める事項
(行為の制限)

第9条 体験住宅及び敷地内において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 許可した者以外を同居させること。
- (2) 物品の販売、寄付の要請その他これに類する行為を行うこと。
- (3) 興行を行うこと。
- (4) 展示会その他これに類する催しをすること。
- (5) 文章、図書その他の印刷物を張り付ける又は配布すること。
- (6) 宗教の普及、勧誘、儀式その他これに類する行為を行うこと。
- (7) 周辺住民に迷惑を及ぼす行為をすること。
- (8) 喫煙及びペットを同伴すること。
- (9) 体験住宅の全部若しくは一部を転貸し、又はその借受けの権利を譲渡すること。
- (10) その他体験住宅の借用にふさわしくない行為をすること。
(貸付許可の取消し)

第10条 町長は、借受人が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第4条の規定による貸付許可を取り消すことができる。

- (1) 第3条の規定による申請内容に偽りがあったとき。
- (2) 第8条及び第9条の規定に違反する行為があったとき。
(住宅の明渡し)

第11条 借受人は、貸付期間が終了する日又は前条の規定に基づき貸付許可を取り消された場合にあっては直ちに、体験住宅を明け渡さなければならない。この場合において、借受人は通常の使用に伴い生じた住宅の損耗を除き、住宅を原状回復しなければならない。

2 借受人は、前項前段の明渡しをするときは、明渡し日を事前に町長に通知し、町立ち合いのもと体験住宅の明渡しを行わなければならない。

(立入り)

第12条 町長は、体験住宅の防火、火災の延焼、構造の保全その他住宅の管理上特に必要があるときは、借受人の承諾がなくても住宅内に立ち入ることができるものとする。

2 借受人は、正当な理由があるときを除き、前項の規定に基づく立入りを拒否することはできない。

(設備又は特殊備品の搬入)

第13条 借受人が体験住宅の借用にあたり、特別な設備又は特殊備品の搬入をするときは、町長の許可を受けなければならない。

(損害賠償)

第14条 借受人は、故意又は過失により住宅若しくは設備又は備品等を破損若しくは、汚損又は滅失したときは、直ちに町長に報告し、その損害を賠償しなければならない。ただし、町長が特に認めた場合はこの限りでない。

(事故免責)

第15条 体験住宅が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、当該住宅内又は住宅周辺で発生した事故に対して、町長はその責任を負わないものとする。

(その他)

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年7月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月31日規則第20号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

名称	所在地	設置年	戸数
移住体験住宅1号	礼文郡礼文町大字船泊村字ウエンナイホ397番地2	平成28年	1戸
移住体験住宅2号	礼文郡礼文町大字船泊村字ウエンナイホ397番地2	平成28年	1戸

別表第2 (第7条関係)

名称	住宅貸付料
移住体験住宅1号	1,000円/日 (1泊2日)

移住体験住宅 2 号	
------------	--

備考

- 1 住宅貸付料には、体験住宅の使用に伴う光熱水費を含む。
- 2 上記の貸付料のほか、1人1回の貸付につき、寝具使用料1,000円を徴収する。
その他の費用は借受人の負担とする。

別記様式第 1 号 (第 3 条関係)

礼文町移住体験住宅借用申請書

年 月 日

礼文町長 様

申請者 住所
氏名

㊞

礼文町移住体験住宅を借用したいので、礼文町移住体験住宅貸付規則第3条の規定により、次のとおり申請します。

1 入居者

ふりがな 氏 名	性 別	続 柄	職 業	生年月日
		申請者 (本人)		年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日

2 連絡先

自宅電話

携帯電話

Eメール

3 入居希望日 年 月 日 ~ 年 月 日 (日間)

4 礼文町への移住を検討されている理由について

5 区 分 新規

2回目以降 ____回目 (前回借用期間: ~)

※入居者全員の現住所地を確認できる書類の写しを添付してください。

礼文町移住体験住宅貸付許可書

年 月 日

（申請者）

氏 名

様

礼文町長

印

年 月 日付けで申請のあった礼文町移住体験住宅の借用について、次のとおり許可します。

なお、住宅の借用に当たっては、同貸付規則その他関係法令を遵守し適正に使用してください。

貸付を許可する住宅	移住体験住宅 号 (所在地 礼文町大字船泊村字ウエンナイホ 397 番地2)	
貸付期間	開始日	年 月 日 から (日間) 満了日 年 月 日 まで
貸付料	¥	円 (うち 寝具使用料 円)
入居者数	名	(申請者) 住所 氏名
契約締結	別途「礼文町移住体験住宅貸付契約書」を締結してください。	

別記様式第3号 (第5条関係)

札文町移住体験住宅貸付契約書

(契約の締結)

第1条 貸主札文町（以下「甲」という。）及び借主（以下「乙」という。）は、第2条に掲げる札文町移住体験住宅（以下「体験住宅」という。）の貸付けについて、以下の条項により借地借家法（平成3年法律第90号。以下「法」という。）第38条に規定する定期建物賃貸借契約（以下「本契約」という。）を締結する。

(体験住宅)

第2条 甲は、甲が所有する次に掲げる住宅を乙に貸し付けるものとする。

名称 移住体験住宅 号

住所 札文郡札文町大字船泊村字ウエンナイホ397番地2

設置年 平成28年

(契約期間)

第3条 契約期間は、10日（10泊11日）以上30日以内の期間において、次に掲げるとおりとする。

始期 年 月 日から

終期 年 月 日まで（ 日間）

2 本契約は、前項に規定する期間の満了により終了し、更新はないものとする。

(料金)

第4条 住宅の借用に係る料金は、次のとおりとする。

期間	貸付料	備考
日（泊日）	円 円 （うち寝具使用料）	名

2 乙は前項の貸付料を前納しなければならない。

3 第1項の貸付料は、住宅貸付料、光熱水費（電気料、ガス代及び上下水道料をいう。）、寝具利用料及び消費税を含むものとする。ただし、飲食費及び日常生活に係る消耗品並びに交通費は含まず乙の負担とする。

(維持管理)

第5条 乙は、借り受けた体験住宅を善良な良識をもって維持管理しなければならない。

2 乙は、乙の責に帰すべき事由により、住宅を滅失又はき損させた場合は、甲乙協議の上、その損害の範囲又は金額を決定し、現状に回復するか又はこれに要する一切の費用を弁償しなければならない。

3 乙の借用により生じた軽微な修繕については、乙がそのすべてを負担するものとする。

(乙の遵守事項)

第6条 乙は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 外出時や就寝時に施錠するなど施設を善良に管理すること。また、鍵を紛失したときは速やかに町長にその旨を報告すること。

- (2) 火気の取扱い及び冬期間にあっては水道凍結に十分注意し、備付けの備品等を適正に取り扱うこと。
- (3) 住宅周りの除草や清掃を適宜に行い、住宅を適正に管理するとともに、住環境の整備をすること。
- (4) ごみは、決められたルールに従い排出すること。
- (5) 体験住宅の貸付期間が満了したときは、清掃を行うとともに、直ちに体験住宅の鍵を町長に返却すること。
- (6) その他体験住宅の借用に関し町長が必要と認める事項

(制限される行為)

第7条 乙は、体験住宅において次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 許可した者以外を同居させること。
- (2) 物品の販売、寄付の要請その他これに類する行為を行うこと。
- (3) 興行を行うこと。
- (4) 展示会その他これに類する催しをすること。
- (5) 文書、図書その他の印刷物を張り付ける又は配布すること。
- (6) 宗教の普及、勧誘、儀式その他これに類する行為を行うこと。
- (7) 周辺住民に迷惑を及ぼす行為をすること。
- (8) 喫煙及びペットを同伴すること。
- (9) 体験住宅の全部若しくは一部を転貸し、又はその借受けの権利を譲渡すること。
- (10) その他体験住宅の借用にふさわしくない行為をすること。

(契約の解除)

第8条 甲は、乙が本契約書に規定する事項に違反した場合及び本契約を継続することが困難であると認められるに至った場合は、本契約を解除できる。

(明渡し)

第9条 乙は、本契約が終了又は前条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては直ちに住宅を明け渡さなければならない。この場合において、乙は、通常の使用に伴い生じた住宅の損耗を除き、住宅を原状回復しなければならない。

2 乙は、前項前段の明け渡しをするときには、明け渡し日を事前に甲に連絡し、町立ち合いのもと体験住宅の明渡しを行わなければならない。

3 甲及び乙は、第1項後段の規定に基づき乙が行う現状回復の内容及び方法について協議するものとする。

(立入り)

第10条 甲は、住宅の防火、構造の保全その他の住宅の管理上特に必要があるときには、住宅内に立ち入ることができるものとする。

(事故免責)

第11条 住宅が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、当該住宅内又は住宅周辺で発生した事故に対して、甲はその責任を負わないものとする。

(協議)

第12条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(管轄裁判所)

第13条 この契約から生じる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の事務所の所在地を管轄する地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

本契約書2通を作成し、甲乙それぞれその1通を保有する。

年 月 日

貸主(甲) 住所 礼文町大字香深村字トンナイ558番地の5
氏名 礼文町長 ㊟

借主(乙) 住所
氏名 ㊟

別記様式第4号（第5条関係）

礼文町移住体験住宅貸付契約についての説明

年 月 日
貸主 住 所 礼文町大字香深村字トンナイ558番地の5
氏 名 礼文町長 ㊟

下記体験住宅について定期賃貸借契約を締結するに当たり、借地借家法第38条第2項の規定に基づき、次のとおり説明します。

下記体験住宅の賃貸借契約は、更新がなく、期間満了により賃貸借は終了するので、期間満了の日に、下記住宅を明け渡してください。

記

1 住 宅	名 称	礼文町移住体験住宅 号	
	所在地	礼文郡礼文町大字船泊村字ウエンナイホ397番地2	
2 契約期間	始 期	年 月 日から	日間
	終 期	年 月 日まで	

上記について、借地借家法第38条第2項に基づく説明を受けました。

年 月 日
借主 住 所
氏 名 ㊟